

箕面市指定地域密着型サービス事業者募集要項

目 次

- | | |
|------------------|-------|
| 1. 公募の趣旨 | : P 1 |
| 2. 公募する事業内容 | : P 1 |
| 3. 事業開始（開設）予定年月日 | : P 1 |
| 4. 応募事業者の要件 | : P 2 |
| 5. 市補助金制度 | : P 2 |
| 6. 選定手続き | : P 2 |
| 7. その他 | : P 8 |
| 8. 担当窓口 | : P 9 |

令和4年（2022年）8月19日

箕面市健康福祉部広域福祉課

1. 公募の趣旨

高齢者が住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目的として、「第8期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険法に定める地域密着型サービス事業を新たに整備・運営する事業者を公募により選定する。

2. 公募する事業内容

(1) 公募する事業内容

事業種別	募集数	整備区域
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1 事業所 (定員 29人)	市内全域
看護小規模多機能型居宅介護	1 事業所 (定員 29人)	市内全域

(2) 事業の応募にかかる要件・注意事項

- ① 単独事業所か他のサービス事業所・施設等との併設事業所かは問わない。ただし、併設の場合は、併設する事業所等についても指定基準等を満たし、別途指定を受けること。
- ② 各事業に係る介護保険法、老人福祉法、箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年箕面市条例第19号）、箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年箕面市条例第20号）及びその他の関係法令に基づく人員、設備、運営基準を遵守すること。また、事業所整備に係る建築基準法、消防法その他の関係法令及び箕面市まちづくり推進条例（平成9年箕面市条例第22号）を遵守すること。
- ③ 事業所の規模にかかわらず、防火設備（スプリンクラー、消防機関へ通報する火災報知設備、自動火災報知設備）を整備すること。
- ④ 利用者は原則、箕面市民で箕面市介護保険被保険者であること。
- ⑤ 整備対象区域は市内全域とする。
- ⑥ 市街化調整区域、土砂災害防止法による指定の法定特別警戒区域及び法定警戒区域、浸水害の危険区域以外での整備であること。
- ⑦ 土地・建物が自己所有か借地・借家かは問わない、ただし、借地・借家の場合は長期的・安定的な運営が確保できるような契約が締結される予定であること。

3. 事業開始（開設）期限

令和6年（2024年）3月31日

4. 応募事業者の要件

(1) 応募者資格

介護保険法に基づく居宅介護サービス等の運営実績があり、自ら事業を運営する、既設の法人であること。

(なお、看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所を開設している者も可。)

(2) 欠格事項

- ① 介護保険法第78条の2第4項又は第115条の12第2項に該当するもの
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人、暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずるもの（それらの利益となる活動を行うもの）
- ③ 公租公課を滞納しているもの
- ④ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っているもの

5. 市補助金制度

「箕面市地域密着型サービス拠点整備費補助金交付要綱」に基づき、事業所の整備等に要する経費について、市補助金を交付する予定である。ただし、本市及び大阪府の予算が確保され、大阪府の交付要綱に基づき本市が策定した各事業計画等が認められた場合に限るため、本公募により選定されたことをもって補助金の交付を確約するものではない。

＜参考＞令和4年度補助金単価

【大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）】

○小規模多機能型居宅介護事業

○看護小規模多機能型居宅介護事業

・地域密着型サービス等施設整備補助事業 ・・・ 33,600千円／施設数（上限）

・施設開設準備経費等支援事業 ・・・ 839千円×宿泊定員数（上限）

6. 選定手続き

- ・選定手続は、2段階の審査をもって行う。
- ・一次審査を通過した応募者を対象として、二次審査を行う。

6-1. 一次審査について

(1) 募集要項及び一次審査にかかる応募書類の配布

■配布期間：令和4年9月1日（木）から令和4年10月31日（月）まで

■入手方法：市ホームページからダウンロード（窓口配布はしない。）

（<https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/chiikimiccyaku/koubo.html>）

(2) 一次審査にかかる質疑・回答

- 受付期間：令和4年10月6日（木）から令和4年10月7日（金）まで
- 提出方法：上記URLにある「質問票」（様式17）を箕面市健康福祉部広域福祉課あて電子メールで提出。
(アドレス：kouikifukusi5@maple.city.minoh.lg.jp)
メール送信後、必ず担当に到着確認の電話を入れること。
(午前8時45分から午後5時15分の間に入電すること)
なお、電話・窓口等での口頭での質疑は一切受け付けない。
- 回答　　：令和4年10月14日（金）に市ホームページにおいて公表予定。

(3) 一次審査にかかる応募書類の受付

- 受付期間：令和4年10月27日（木）から令和4年10月31日（月）まで
(土・日を除く)
- 受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで
- 受付場所：箕面市萱野5丁目8番1号（箕面市立総合保健福祉センター内）
箕面市健康福祉部広域福祉課 地域密着・総合事業グループ
- 提出方法：事前に連絡の上、持参すること（郵送不可）。
なお、提出時における質問は、一切受け付けない。
- 提出部数：応募書類18部（原本1部・写し17部）

(4) 一次審査にかかる応募書類

- 申込書・誓約書（様式1）
- 事業所の概要（別紙1）
- 設備チェックリスト（別紙2-2）
- 法人の概要（別紙3）
- 土地・建物の登記簿謄本
(不動産の貸与を受ける場合は賃貸借契約書等を添付。提出時において、契約未締結のときは賃貸借等確約書を添付すること。)
- 現況図
- 造成計画図
- 位置図（付近見取り図）
- 配置図（土地利用計画図）
- 各階平面図及び居室詳細図（可能であれば防火設備も記載）
※部屋別の内法面積を明示すること。
- 立面図（色番号記載）
※色番号とは、色彩を3つの属性（色相・明度・彩度）によって表現するマンセル値。
- 事業所内のイメージ図（イラスト等）（任意様式）
- 事業開始までのスケジュール（任意様式）

(5) 審査基準・審査方法

立地状況や事業所設備について、提出された応募書類をもとに、箕面市まちづくり推進条例、建築基準法等に適合しているか、箕面市のまちづくり政策に合致しているかを確認するため、図面等の書類審査とヒアリングを行う。

なお、必要に応じて、計画等の不備や改善点を文書により指摘し、再提出を求めることがある。この場合においては、次の期限までに必要な図面等を再提出すること。それに応じないときは、失格とする。

■ヒアリング日時：令和4年11月14日（月）から11月15日（火）までの間で、予め電話等で日程を通知する。

- ヒアリング場所：予め電話等で通知する。
- 指摘がある場合の通知日：令和4年11月22日（火）予定
- 再提出期限：令和4年11月29日（火）正午まで（土・日を除く）
- 再提出場所：箕面市萱野5丁目8番1号（箕面市立総合保健福祉センター内）
箕面市健康福祉部広域福祉課
- 提出方法：事前に連絡の上、持参すること（郵送不可）。

(6) 審査結果の通知方法

一次審査結果は、全申込者へ自己の結果のみを郵送にて通知する。
(令和4年12月上旬までに発送予定)

6-2. 二次審査について

(1) 二次審査にかかる応募書類の配布

■配布期間：令和4年11月1日（火）から令和4年12月16日（金）まで

■入手方法：市ホームページからダウンロード（窓口配布はしない。）

（<https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/chiikimiccyaku/koubo.html>）

(2) 二次審査にかかる質疑・回答

■受付期間：令和4年12月8日（木）から令和4年12月9日（金）まで

■提出方法：上記 URL にある「質問票」（様式17）を箕面市健康福祉部広域福祉課あて電子メールで提出。

（アドレス kouikifukusi5@maple.city.minoh.lg.jp）

メール送信後、必ず担当に到着確認の電話を入れること。

（午前8時45分から午後5時15分の間に入電すること）

なお、電話・窓口等での口頭での質疑は一切受け付けない。

■回答：令和4年12月15日（木）に市ホームページにおいて公表予定。

(3) 二次審査にかかる応募書類の受付

■受付期間：令和4年12月19日（月）から令和4年12月20日（火）まで

■受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで

■受付場所：箕面市萱野5丁目8番1号（箕面市立総合保健福祉センター内）
箕面市健康福祉部広域福祉課 地域密着・総合事業グループ

■提出方法：事前に連絡の上、持参すること（郵送不可）。

なお、提出時における質問は、一切受け付けない。

■提出部数：応募書類13部（原本1部・写し12部）

(4) 二次審査にかかる応募書類

- 代表者、管理者候補者の経歴書（様式2）
 - 役員等名簿（様式3）
 - 運営方針の考え方（様式4）
 - 届出を予定している加算（様式5－2、5－3）
 - 認知症ケアに関する考え方及び具体的な方策（様式6）
 - 虐待防止及び身体拘束防止への具体的な方策（様式7）
 - 苦情処理体制（様式8）
 - 災害時等における業務体制と対応（様式9）
 - 在宅医療と介護の連携に関する考え方（様式10）
 - 人員体制についての方針（様式11）
- ※勤務形態一覧表は事業開始月及び利用定員が100%に到達した場合の2種類を作成すること。
- ※人員配置予定表は職種別、常勤・非常勤の別が分かるようにすること。
- 人材育成への取組について（様式12）
 - 生活空間（共用スペース、宿泊室）に対する工夫（様式13）
 - 利用者へのサービス提供方法の工夫（様式14）
 - 地域との連携及び交流についての考え方（様式15）
 - 地域への貢献策（様式16）
 - 事業の概要（別紙4）
 - 資金計画書（参考様式1－1）
 - 償還計画書（参考様式1－2）
 - 年度別運営収支シミュレーション（参考様式2－1）
 - 事業収入シミュレーション（参考様式2－2）
 - 支出シミュレーション（人件費）（参考様式2－3）
- ※介護度別の利用者見込み（介護報酬の見込み）その他の収入の内訳、配置人員に応じた人件費その他の支出の内訳が分かるようにすること。
- ※同一建物内で併設して複数事業を実施する場合は、事業種別ごと及び合計分で収支シミュレーションを作成すること。
- 法人登記簿謄本
 - 定款
 - 法人の組織体制図（任意様式）
 - 直近3年間（令和元年度～令和3年度）の決算書類
(貸借対照表、キャッシュフロー計算書、資金収支計算書、事業活動収支計算書)
 - 令和4年度の収支予算書、事業計画書
 - 介護保険事業に関する過去5年分の指定権者からの指導状況、指摘事項等の写し及びそれらへの対応記録（写し）

(5) 審査基準

別紙「評価基準（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）」に基づき、法人の財務体質や事業の提案内容等を審査する。

(6) 選定方法

市において選定会議を設け、応募者からのプレゼンテーション及び提出された応募書類をもとにヒアリングを行い、事業候補者を選定する。詳細は、一次審査通過者に改めて通知する。

(7) 二次審査にかかる選定会議の開催日時

令和5年1月中旬に実施する予定。日時等は、応募者に改めて通知する。

(8) 事業候補者の決定

審査基準に照らして総合的に判断し、最も適当であると認められる応募者を選定する。また、それに準すると認められる者があるときは、補欠とし、選定された事業者が何らかの事由により事業実施が困難となった場合に事業候補者とする。

(9) 二次審査結果（選定）に係る留意事項

- ① 選定会議は、非公開で実施する。
- ② 応募者が1団体であっても選定会議で審査し、適否を判断する。
- ③ 選定結果は応募者に書面で通知するとともに、選定会議の審査結果、事業候補者の名称等を市ホームページで公表する。
- ④ 選定会議への参加に係る費用については、応募者の負担とする。

6-3. 一次審査及び二次審査における共通事項について

(1) 応募書類の提出に当たっての留意事項

- ① 応募書類のうち任意様式については、原則としてA4版、縦長、横書きとし、簡潔にまとめること。
- ② 同一法人が提出できる提案は、事業ごとに1件とする。
- ③ 関係法令・基準・通知等を承知の上で応募すること。特に事業の人員・設備・運営に関する各条例、基準、解釈通知について十分理解の上、応募すること。
- ④ 提出期限後の書類の追加提出、差し替え等は受け付けない。なお、必要に応じ、市から追加資料等の提出を求めることがある。
- ⑤ 提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ⑥ 応募書類に不備があった場合、審査の対象とならない場合がある。
- ⑦ 応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、「公募申込辞退届」（様式18-2、18-3）で速やかに申し出ること。
- ⑧ 応募書類の内容に含まれている著作権は応募者に帰属する。ただし、事業候補者の選定結果等の公表で必要な場合には、提出された書類の内容を、市が無断で使用できるものとする。
- ⑨ 応募書類の内容に含まれている特許権、意匠権等日本国の法令に基づいて保

護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事業に係る責任は、全て応募者が負うこと。

- ⑩ 応募書類は日本語、単位はメートル法を使用し、平面図における部屋面積等については内法及び建築基準法上の面積での併記とする。
- ⑪ 応募書類の作成やその他応募に要する費用は応募者の負担とする。
- ⑫ 応募書類は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の規定により公開することがある。

（2）失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、結果に対する異議申し立ては認めない。

- ① 所定の期間内に応募書類の全部が提出されなかった場合
- ② 応募書類に虚偽の記載が判明した場合
- ③ 応募書類が応募要件を満たしていないと認められる場合
- ④ 施設等の土地又は建物が、建築関係法令等に違反することが判明し、改善されない場合
- ⑤ 応募者又はその関係者が本件公募について、選定会議構成員に対し個別に接触する行為があった場合
- ⑥ 応募者が破産又は倒産した場合
- ⑦ その他選定会議において失格と認める場合

7. その他

- （1）事業候補者選定後の計画内容の変更、施設予定地の変更、利用者の負担が著しく増加するような収支見込みの見直しは、原則として認めない。
(軽微な変更を除く。)
- （2）事業候補者選定後、実施する各事業及び建築計画について、本市関係課室、大阪府の指導に従うこと。また、本市関係課室、大阪府の指導により提案内容に変更が生じる場合は、直ちに担当窓口である広域福祉課と協議すること。
- （3）施設の整備、事業の開始（開設）に向けた大阪府、本市その他の関係機関等並びに地域住民等との協議には誠実に対応するとともに、協議に要する費用は、全て事業候補者の負担とする。
- （4）次のいずれかに該当した場合、応募資格又は選定結果を取り消すことがある。
 - ・応募書類の提出又は事業候補者として選定の後に欠格事項に該当することが判明した場合
 - ・正当な理由なく施設の整備、事業の開始（開設）に向けた手続きを進めない場合
 - ・各事業に係る指定等又は施設の整備が見込めない場合

※これらの場合において、事業候補者に生じた損害に対しては、市は一切その

責めを負わず、市に生じた損害は、事業候補者が賠償するものとする。

8. 担当窓口

〒562-0014

大阪府箕面市萱野5丁目8番1号（箕面市立総合保健福祉センター内）

箕面市 健康福祉部 広域福祉課（地域密着・総合事業グループ）

電話番号：072-727-9539（直通）

ファクス：072-727-3539